

平成 28 年 4 月 6 日

PFI 推進委員会 第 2 回計画部会
赤羽 貴（専門委員）意見ブレットポイント

1 PPP/PFI の政府全体の取組み

- ① 重点分野の追加特定と期間設定
－事業毎の目標に重点
- ② 一定の範囲・規模の公共事業について PFI/PPP の取組み前置
－重点分野のみならず各省横断的な取組みのより強固な枠組み
(H27/12/15 推進会議決定の中間的結果公表含み、積極的に取り組んでいる事業主体官庁等へのインセンティブも要検討)
- ③ アクションプランにおける進捗、論点整理の常設モニタリング機能
－1 年に 1 度ではなく法律事項等についてもスピード感をもって取組む
- ④ 国家戦略特区等で行った先進事例の進化・拡充
－制度枠組の変更を特区から学びとり一般化

2 地方自治体への取組奨励

- ① PFI/PPP を行った地方自治体のベネフィット
－地方財政上等（交付税、諸税について）
- ② 個別の業法対応のみならずある分野における論点整理の吸い上げ機能強化
－例：上下水道では何が論点で法律事項とそれ以外の制度拡充が必要かなど所管業法の縦割りの管轄からプロジェクト毎の論点整理へ

3 アクションプランの継続的点検強化

- ① 常設的機関によるモニター機能
－より細かなモニタリング、民間による意見吸い上げ（民による実施方針提案奨励（PFI 法 6 条）へ）